

会 議 録

1 会議名

平成30年度第10回安塚区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1) 協 議（公開）

（1）諮問事項に関する審議について

諮問第106号 上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について

（2）町内会長・自治会長との意見交換会のまとめと今後の対応について

（3）地域活動支援事業活動報告会について

（4）平成31年度地域活動支援事業（安塚区）について

（5）安塚区地域協議会としての審議内容について

2) 報 告（公開）

（1）諮問除外事項について

- ・上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について
- ・菱の里の利用料金の上限額の変更について
- ・六夜山荘の利用料金の上限額の変更について

（2）事務事業評価の実施について

（3）安塚診療所の診療体制の変更について

3) その他（公開）

3 開催日時

平成31年1月22日（火）午後7時00分から午後9時15分まで

4 開催場所

安塚区総合事務所3階301会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委員：池田嘉久、石田ひとみ、數井憲一、國保信夫、中島勝義、中村真二
長谷川直樹、秦克博、松野等、松苗正二
- ・事務局：安塚区総合事務所 市川所長、大橋次長、横尾市民生活・福祉グループ長
(併教育・文化グループ長)、國保班長、仮澤主事
- ・浦川原区総合事務所：渡辺建設グループ長、山崎産業グループ長、柳澤班長
- ・建築住宅課：小山課長、岩片係長、中村主事
- ・観光振興課施設経営管理室：新部室長、井部係長

8 発言の内容（要旨）

【大橋次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：數井憲一会長

【數井憲一会長】

- ・挨拶

本日は木田庁舎から説明に来ていただいている方が多いことから、順番を変更して報告事項から進めたいと思うがよいか。

（「よい」の声あり）

それでは報告事項（1）諮問除外事項について説明を求める。

【市川所長】

諮問除外事項の報告の全体的な部分について、説明させていただく。

本日の報告は宿泊施設等の料金改定についてである。この改定については、地域協議会委員の手引きに記載されているとおり、「統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定」であることから諮問除外事項として報告させていただくものである。

平成31年10月の消費税率の引上げに伴い、指定管理者に対して料金転嫁の機会を与えるため、市が指定管理者制度を導入している施設のうち、「日帰り温浴施設」、「温浴宿泊施設」及び「交流宿泊施設」等の施設について、消費税率の引上げ分を反映した利用料金の上限額を改正するものである。

利用料金については、条例上の上限額となるので、実際に利用者が支払う料金につい

ては、施設を管理運営する指定管理者が、この上限額の範囲内で市と協議して決定することになっている。

従って、これから提示する利用料金が、そのまま窓口で支払う料金にはならないという点を予めご理解いただきたい。

この利用料金の改定については、平成31年3月の定例会に提案し、その後、指定管理者からの提案を受けて、市が指定管理者と協議した上で料金を決定する。利用料金が決定したら、施設内で掲示するなど一定の周知期間を設けた上で、改正条例の施行期日と合わせて10月1日からの適用を予定している。

なお、集会施設や体育施設等については、定期的な施設使用料の見直しも踏まえ、平成32年4月からの改定を予定しており、改めて説明する。

【數井憲一会長】

諮問除外事項について一括に説明いただき、その後質疑等をしたい。

それでは、上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について説明を求める。

【観光振興課施設経営管理室新部室長】

上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について、資料No.5に沿って説明。

【市川所長】

菱の里の利用料金の上限額の変更について、資料No.6に沿って説明。

六夜山荘の利用料金の上限額の変更について、資料No.7-1、7-2に沿って説明。

【數井憲一会長】

質問等あるか。

【松野等委員】

利用料金の上限額が10月1日から改正されるという話であったが、消費税が増税されなければ利用料金の上限額も改正されないのか。

【市川所長】

消費税の増税に伴う利用料金の改正であるから、消費税が上がらなければ利用料金も引き上げられないと思われる。

【長谷川直樹委員】

菱の里の利用料金も上限額の引き上げに伴い増額するのか。

【市川所長】

実際に支払う料金については、利用料金の上限額の範囲で指定管理者と市で協議しての決定となる。

【長谷川直樹委員】

利用者にとって負担とならないよう対応していただきたい。

【數井憲一会長】

ほかにあるか。

（「なし」の声あり）

それでは次へ移る。協議事項（１）諮問事項に関する審議について、諮問第106号上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について説明を求める。

【建築住宅課小山課長】

諮問第106号 上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について、資料No. 1に沿って説明。

【數井憲一会長】

質問等あるか。

【數井憲一会長】

公の施設を廃止する場合、多くが除却という形になると思うが、この地域はIターンやUターン、Jターンなど少しでも多くの人に住んでもらうため空き家対策に一生懸命取り組んでいる。山中住宅についても、除却ではなく、空き家として貸出しする、あるいは売却するという方針はないのか。

【建築住宅課小山課長】

施設の活用として、可能であれば民間の方へ売却をしたいと考えているが、買い手がなければ除却ということになる。Iターン、Uターン等で安塚に住みたいという方がいれば、現在安塚区内には公営住宅が5住宅、10部屋ほど空き室であるので、そちらを紹介したいと考えている。

【數井憲一会長】

空き家として売却するという旨の周知はどうやって行うのか。

【建築住宅課小山課長】

購入希望者がいれば、個別に説明することで対応したい。

【數井憲一会長】

そうではなく、インターネット等で山中住宅を売却する旨の周知は行わないのか。

【建築住宅課小山課長】

売却担当部署と検討していきたい。

【中村真二委員】

売却する場合は、その地域の町内会長や自治会長へ事前に誰が住むか等、話しておいた方がよいのではないか。その方が、移住者と集落の方が良好な関係を保てる。

【建築住宅課小山課長】

承知した。

【數井憲一会長】

それでは、諮問第106号 上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について、適当と認め本日答申することとしてよいか。

（「よい」の声あり）

適当と認め、本日答申する。付帯意見はなしということでよいか。

（「よい」の声あり）

付帯意見はなしとする。

続いて、協議事項（2）町内会長・自治会長との意見交換会のまとめと今後の対応について説明を求める。

【仮澤主事】

町内会長・自治会長との意見交換のまとめと今後の対応について説明する。資料No. 2-1を御覧いただきたい。

「1 意見交換会実績について」、参加人数は合計37人で開催結果は資料No. 2-2のとおりとなっている。

「2 実施における課題、改善点等について」は、今回の実施を受けて、今後同様の意見交換会を実施する際の参加者や実施方法等について、改善点等を協議していただきたい。

最後に、「3 意見交換会を受けての今後の対応について」である。資料No. 2-2を御覧いただきたい。各班で出た意見や全体での意見交換での意見が記載してある。今

回の意見交換の内容を地域協議会としてどのように取り扱うこととするのか、また、自主的審議で審議してきた内容であることから今後の審議の方向性についても31年度の予定を踏まえて協議いただきたい。

【數井憲一会長】

12月4日に意見交換会を実施し、多くの意見をいただいた。これを受けて地域協議会として今後どのように取り扱うか、意見をいただきたい。

【秦克博委員】

町内会長・自治会長から多くの意見をいただいたが、それを受けてどうしていくかとなると中々難しい。

【長谷川直樹委員】

今回は地域活動における人員不足について意見交換を行ったが、別の地域における課題について意見交換会を行ってもよいのではないかと。

【石田ひとみ委員】

男性目線からの意見が多かった。女性目線での意見も聞いてみたい。

【數井憲一会長】

意見交換会で出た意見を町内会長・自治会長へ提示し、来年度に地域活動における人員不足の課題解決に向けた取組を実施した団体があれば、来年度の意見交換会で詳しく話を聞いてみたいと思う。地域の課題解決に向けた取組を実施している町内会もあれば実施方法を知らない町内会もあるので、こういった取組方法があるか等を示した資料を提示してはどうか。

【松苗正二委員】

現在、町内会長・自治会長から意見をいただいたままの状態である。せっかく多くの意見をいただいたのだから、地域協議会で意見をまとめたものをお返しの方がよいと思う。

【池田嘉久委員】

町内会長・自治会長は意見交換会の内容を知っているが、地域の住民の方はこの内容を知らない方が多いと思うので、住民の方へ説明する機会を作ってもよいのではないかと。

【數井憲一会長】

意見交換会を実施してからまだ1か月少ししか経っていないので、地域へ話していない町内会長等も多いのではないかと。

【石田ひとみ委員】

町内会長が交代して、その際に引き継ぎがきちんとされていなければまたふりだしに戻ってしまう。

【國保信夫委員】

出た意見の中では、地域協議会で今まで協議してきた意見もあるし、新しい意見もある。それを組み合わせて今後の検討の資料としてはどうか。

【數井憲一会長】

資料として残しておけば役員が交代してもきちんと引き継ぐことができる。

地域協議会として意見交換会で町内会長・自治会長へ提示した資料と今回の資料を組み合わせてまとめることはできないか。

【市川所長】

意見交換会で提示した資料に意見交換会で出た意見を加え、それを実施するにはどういった取組があるかというような流れを記載して、町内会長・自治会長へお返しできればよいのではないかと。

【數井憲一会長】

そのような資料でお示しできればよいと思うがどうか。

（「よい」の声あり）

それでは次回の協議会でその資料を基に協議をしていきたいと思う。

続いて（3）地域活動支援事業活動報告会について説明を求める。

【仮澤主事】

地域活動支援事業活動報告会について説明する。資料No. 3を御覧いただきたい。

まず、実施方法については、今年度、採択された9団体全てから事業報告をしていただく。事業が終了していない団体については途中経過の報告とする。説明は、質疑を含めて1団体10分間で行うなど、29年度と同様の方法での実施とするか協議をお願いする。

続いて、日程について。29年度は、3月3日第1土曜日の午後1時30分から3時

30分までであった。29年度の採択団体数は10団体であったので、29年度と同じ持ち時間で行うとすると、おおむね2時間程度と見込まれる。

会場については、安塚コミュニティプラザを予定している。

活動報告会の内容は、今年度実施した活動の報告と平成31年度地域活動支援事業についての大まかな説明を予定しているが、その他追加事項等、御意見を願います。

なお、31年度の地域活動支援事業については、事務局から説明を予定している。

地域協議会主催の活動報告会ということで、進行役については委員の方をお願いしたい。進行役の選任を願います。

参加者は、この活動報告会では、地域活動支援事業の周知も兼ねていること、31年度の事業概要についても説明を行うことから、採択団体のほか町内会長や区内各種団体等へも案内をする予定である。

【數井憲一会長】

それでは資料に沿って協議を進める。

日程について、昨年度と同様のスケジュールで考えると3月2日（土）であるがいか

（「よい」の声あり）

時間についても、昨年度と同じ、午後1時30分からでよいか。

（「よい」の声あり）

実施方法について、説明時間も昨年度と同様の10分間でよいか。

（「よい」の声あり）

続いて、内容についてであるが、昨年度と同様でよいか。

（「よい」の声あり）

次に進行役についてだが、一昨年度は松野委員、昨年度は小松委員に勤めていただいた。

【松野等委員】

会長一任でよいのではないか。

【數井憲一会長】

私が決めてよいか。

（「よい」の声あり）

それでは、秦委員に進行役をお願いしたい。

【秦克博委員】

承知した。

【數井憲一会長】

秦委員から了解を得られたので、進行役は秦委員とする。

全体を通して、意見等あるか。

（「なし」の声あり）

それでは次へ移る。協議事項（４）平成31年度地域活動支援事業（安塚区）について説明を求める。

【仮澤主事】

平成31年度上越市地域活動支援事業（安塚区）について説明する。資料No. 4-1を御覧いただきたい。

今年度の地域活動支援事業の課題等について、昨年の6月に皆さんから出していただいた意見をまとめてある。

最初に、この意見について、協議をお願いする。

続いて、資料No. 4-2を御覧いただきたい。

31年度の地域活動支援事業について検討事項を記載してある。30年度の地域活動支援事業の課題等の検討結果も踏まえて、協議をお願いする。

「1 スケジュール」の平成31年度については、事務局案を記載してある。

①事前相談は、総合事務所で行う。今年は3月30日、31日が休日のため、期間は、3月1日から29日まで。

②事前告知は、議会議決前ではあるが、2月中旬頃から防災行政無線による周知と3月の地域活動支援事業活動報告会において、平成31年度地域活動支援事業についての説明で周知を行う。

③事前相談の周知は、広報じょうえつ3月1日号と一緒に班回覧を行い、

④募集要項の配布は、広報じょうえつ4月1日号と一緒に全戸配布し、また、防災行政無線での事業周知も予定している。

⑤事業の募集期間は、4月1日（月）から4月25日（木）の正午までとしたいと考

えている。

⑥プレゼンテーションと⑦地域協議会（審査）は、大型連休となる予定であることから1週遅らせ、プレゼンテーションを5月21日、審査を23日と計画した。

「2 追加募集」、「3 採択方針に関する事項」は、30年度の内容を左側に記載したので1項目ずつ協議をお願いします。

続いて、資料No. 4-3を御覧いただきたい。

地域活動支援事業（安塚区）の審査・採択の基本的なルールについて、記載されている。同様に、1項目ずつ確認をお願いします。

続いて、資料No. 4-4の審査時に使用する採点票（記載例）を御覧いただきたい。

昨年通りの様式であるが、こちらについても、確認いただき、変更等あれば御意見ををお願いします。

また、参考資料として、今年度の募集要項、各区の採択方針、周知方法や審査方法などの一覧を添付した。

今回の協議結果を踏まえて、事務局で募集要項を作成する。次回の協議会で平成31年度の地域活動支援事業の募集要項の案を示したいと考えている。

最後に、資料No. 4-5を御覧いただきたい。今年度において地域活動支援事業の検証・検討ということで協議いただいた。検証・検討したものを今後の事業にどう反映させるかについて、資料の内容で報告を求められている。

この後、今年度の地域活動支援事業の課題等について協議していただいた内容を事務局でこの様式にまとめ、次回の地域協議会に提示し、協議いただいた上で報告したいと考えている。

なお、(2)の提案団体の自立化に向けた取組については、今年度の地域活動支援事業の課題等には意見がないが、その点についても協議をお願いします。

【數井憲一会長】

それでは資料に沿って協議を進める。資料No. 4-1に課題等についての意見が記載されているが、資料No. 4-2で平成31年度の地域活動支援事業について検討する際に併せて協議させていただく。

資料No. 4-2に移る。「1 スケジュール」について、事務局からスケジュール案が示されたがいかがか。

事務局案のとおりでよいか。

(「よい」の声あり)

続いて「2 追加募集」について、今年度は2次募集までとしたが、平成31年度についてはいかがか。

今年度と同様でよいか。

(「よい」の声あり)

次に採択方針に関する事項である。意見等あるか。

今年度と同様でよいか。

(「よい」の声あり)

次に、補助率・補助金額についてである。意見等あるか。

今年度と同様でよいか。

(「よい」の声あり)

続いて、審査基準について、意見等あるか。

【松野等委員】

その他の部分で「提案団体の代表が地域協議会委員の場合、採択に係る審査の段階で協議には参加できるが、採点を行わない」とあるが、採点はしないが平均点を算出する際に割り返す人数に加えると15点を下回る場合が多くなってしまっているのではないかと懸念している。

【市川所長】

提案団体の代表が地域協議会委員である場合は、その委員は採点に加わらないし、平均点を算出する際に割り返す人数には含めない。基本審査で「適合しない」にチェックを付けた委員は、採点を行わないが、平均点を算出する際は0点とし、割り返す人数に含める取り扱いである。

【中村真二委員】

平均点が15点未満になった際にその提案について議論も何もしないまま不採択とするのは慎重さに欠けるのではないかと懸念している。平均点が15点未満になったとしても、他の委員からまだ議論する必要があるという声があればすぐに不採択とせず議論してもよいのではないかと懸念している。

【数井憲一会長】

今年度は平均点が15点未満の場合はその事業は不採択にするというルールであった。しかし、採択額が配分額に満たなかった場合は平均点が15点未満の事業であっても採択する場合があるということである。

【中村真二委員】

私が言いたいのは、平均点が15点に満たない事業であっても他の委員から議論する必要があるという声があれば、採択か不採択かについて今一度議論するべきではないかということである。

【石田ひとみ委員】

平均点が15点未満の事業は不採択であるが、ぎりぎり15点に満たない点数の事業については、もう少し議論をしてもよいのではないかと思うが、そうしてしまうと時間も膨大にかかってしまうし、線引きも難しい。

【中村真二委員】

何点までがぎりぎり15点に満たない点数とするかは、線引きが難しいので、他の委員から議論する必要があるという声があれば議論するというやりかたの方がよいのではないか。

【數井憲一会長】

安塚区では平均点が15点に満たない事業は不採択するというので今までやってきたが、他の地区では提案された事業すべてを採択とし、配分額の範囲で減額するなどして対応しているところもある。

【松苗正二委員】

今年度は音楽に関係する事業が平均点15点に満たず、不採択となる場合が多かった。新規の事業や若い人がやろうとしている事業に目を向けるためにも、出た点数に限らず一度議論してもよいのではないか。

【數井憲一会長】

15点という基準は設けないということか。

【松苗正二委員】

15点という基準はそのままだが、平均点が15点に満たなくても、委員から議論の必要ありという声があれば、一度議論してもよいのではないか。

【長谷川直樹委員】

15点未満は不採択という基準があるにも関わらず、議論が必要という声があったら議論するのでは、線引きが分からなくなってしまう。プレゼンテーションが終わった段階ですぐに採点するのではなく、採点の前に一度意見交換をしたらよいのではないか。

【數井憲一会長】

他の地域協議会では、採点はせず委員の挙手により採択不採択を決めているところもある。

【長谷川直樹委員】

プレゼンテーションだけではわからなかった部分について話し合うことができるし、いろんな委員の意見を聞くことができる。

【松苗正二委員】

一番高い点数と一番低い点数を除外した中で平均点を出すというのはどうか。

【松野等委員】

審査基準の中に「採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合がある」とあるので、そこで15点に満たなかった事業も議論等ができるのではないか。

【中村真二委員】

配分額に満たない場合を考慮するのでは、今までと同じになってしまう。やはり15点未満ということで議論もせずに不採択にするのでは慎重さに欠ける。15点未満であっても議論の必要ありという声があればもう一度議論するというやり方にすべきである。

【數井憲一会長】

慎重さに欠けるというのはどの部分についてか。

【中村真二委員】

今年度で言えば、音楽に関係する事業が平均点15点未満であったが、議論も何もせずに不採択となった。私はその部分に対して疑問を感じている。音楽に限らず、新規の提案や若い人からの提案が委員の1人や2人に受け入れられないというだけで平均点が15点に満たず、議論もされずに不採択となるのが慎重さに欠けているのではないか。

【數井憲一会長】

今回はたまたま音楽に関係している事業が不採択となったが、委員は音楽に対して偏見を持っているわけではないし、すべての提案事業を公平に毅然とした態度で採点していると思う。

【中村真二委員】

点数だけで採択不採択を判断するということが問題である。

【數井憲一会長】

委員全員の点数を平均して15点に満たなかったのであれば仕方がない。

【中村真二委員】

今のやり方では、1人か2人が基本審査で「適合しない」にチェックを付けると平均点15点を超えるのは難しい。

【松野等委員】

提案すれば点数に関係なく採択される可能性があるということか。

【中村真二委員】

そういうわけではない。

【松野等委員】

先ほどの言い方だとそういう意味で捉えられる。平均点を算出した後に15点未満の事業で議論が必要なものがあるか諮るということである。

【國保信夫委員】

その時に15点未満の中で議論が必要なものがあるという声が委員からあれば、その事業について不採択とせず、議論をするということか。

【中村真二委員】

議論がなされないことが疑問だということである。

【長谷川直樹委員】

プレゼンテーションの後に委員のみで意見交換を行ってから採点をすればよいのではないか。

【中村真二委員】

意見交換をして採点したとして、それで15点未満になった事業に対し、議論が必要であるという委員がいればさらにもう一度議論をすることになる。

【長谷川直樹委員】

意見交換を行った後に採点した結果が15点未満なのであれば仕方がないのではないかと。

【中村真二委員】

長谷川委員の提案するやり方では非常に手間がかかる。私は、採点した結果平均点が15点未満の事業に対し、議論がまだ必要であるという委員の意見があれば議論すべきであると思う。

【中島勝義委員】

限られた配分額であることから、どこかで線引きは必要ではないか。

【長谷川直樹委員】

新規の事業については委員にとっても分からないことも多いと思うので、プレゼンテーションの後に意見交換をすることも必要ではないか。

【數井憲一会長】

平均点が15点以上の事業の採択額を決定した後、まだ配分額が余るようであれば15点未満の事業についても審議する余地はあると思う。

【松野等委員】

平均点が15点に満たない事業であるから、採択されたとしても満額というわけにはいかない。

【中村真二委員】

私は、基本審査で「適合しない」にチェックを付けることで、平均点が著しく下がり、平均点が15点に満たなかった場合は議論もされずに不採択になるということがおかしいと思っている。たとえ15点に満たなくても、議論をする必要があるという委員がいれば議論をするべきであると思う。

【數井憲一会長】

全員の平均で15点未満であった事業に対して、まだ議論する必要があるという意見があること自体おかしいのではないかと。

【國保信夫委員】

平均が15点未満であった事業は不採択であるから、補助金額も0円ではないか。

【中村真二委員】

それを慎重さに欠けるということである。

【數井憲一会長】

どの辺が慎重さに欠けるのか。委員は皆慎重に審議し、採点をしていると思う。

【中村真二委員】

新規事業や若い人の提案事業に対して、その事業に対して理解を示さない委員が2人、3人いたとする。その委員がすごく低い点数を付けると、平均点が15点未満になる可能性が高くなる。しかし、その事業に対して理解を示している委員がおり、その事業の意義について説明し、理解を示さなかった委員に理解してもらうことで、その事業に対して適正な審議がなされると思う。

【數井憲一会長】

理解できない部分を解消するためにプレゼンテーションがあり、質疑の時間もある。

【池田嘉久委員】

提案書もプレゼンテーションより前にいただいており、読む時間も十分にある。

【數井憲一会長】

プレゼンテーションを質疑含めて10分で行っているが、どうしても分からない部分や聞きたいことがある場合は時間を超えてもよいのか。

【市川所長】

目安として10分としているので、それより早く終わることもあるし、若干長引くこともあるが、どうしても聞きたいことがあれば確認してもらって問題ない。

【中村真二委員】

プレゼンテーションの段階ではどの委員が理解を示していないかはわからない。

【石田ひとみ委員】

そもそもプレゼンテーションは委員へ事業内容について理解してもらうためのものである。そこで理解を示さない委員がいたとすれば、理解してもらうためのプレゼンテーションができていないということではないか。

【中村真二委員】

それではプレゼンテーション力が高い提案団体が有利になるということになる。

【石田ひとみ委員】

民間企業であればプレゼンテーション能力はそれぞれの企業の命である。そのために総合事務所へ事前相談して提案書の内容の確認をしているのではないか。

【中村真二委員】

今年度平均点が15点に満たなかった事業は議論もされず不採択となった。その部分を改善する必要があるのではないか。

【市川所長】

事務局では地域活動支援事業に関する事前相談や提案書について確認を行っている。事前に総合事務所へ相談に来ていただければ、事業内容が全く理解できないような提案書にはならないと思っている。今回平均点が15点に満たなかったものは、事前の相談なく提出されたものや、事務局の意見として事業自体の実施が難しいと思われるものであった。

【數井憲一会長】

今の説明を受けてどうか。

【中村真二委員】

納得はできないが、多数決ということであれば仕方がない。

【松苗正二委員】

そもそも、安塚区総合事務所に事前相談をし、提案書について確認をしたのであれば、採点で0点を付けられるような事業はないのではないか。

【中島勝義委員】

基本審査で「適合しない」にチェックをつけるということか。

【松苗正二委員】

そうである。

【數井憲一会長】

いろいろな意見が出たが、審査基準についてはいかがだろうか。

【國保信夫委員】

今年度と同様の審査基準でよいのではないか。

【數井憲一会長】

今年度と同様でよいか。

【長谷川直樹委員】

何度も言うようであるが、採点の前に提案事業に対する意見交換を実施した方がよいのではないか。

【松野等委員】

プレゼンテーション時の質疑で疑問点を解消するのでよいのではないか。

【數井憲一会長】

委員においても、各自で情報収集等行っていただければと思う。

審査基準に関する事項について、今年度と同様でよいか。

（「よい」の声あり）

次にその他に関する事項である。意見等あるか。

今年度と同様でよいか。

（「よい」の声あり）

続いて、資料No. 4-3について協議する。「1 審査の基本的なルール」について、意見等あるか。

今年度と同様でよいか。

（「よい」の声あり）

「2 採択の基本的なルール」について、意見等あるか。

今年度と同様でよいか。

（「よい」の声あり）

最後に、資料No. 4-4の安塚区に係る地域活動支援事業の採点票について協議する。採点票の様式や採点方法について、何か意見等あるか。

今年度と同様でよいか。

（「よい」の声あり）

続いて、資料No. 4-5について協議する。事務局から（2）「提案団体の自立化に向けた取組は必要」という部分について検討いただきたいという話であったがいかがか。

【中村真二委員】

採択された提案事業の採択額を審査する際に考えればよいのではないか。

【石田ひとみ委員】

以前、団体の自立化に向けて取り組むよう促した提案団体があったが、特に取り組んだ様子もなく継続して地域活動支援事業に提案している。財源を得るためには色々な方法があると思うし、そういった意識付けがそもそも必要であると思う。

【松苗正二委員】

採択方針に関する事項として、連続して提案する事業は減額するという内容を加えるという方法もある。

【數井憲一会長】

自主財源の確保につながるよう努めてもらいたい。という内容でいかがか。

【池田嘉久委員】

協賛金を募るなど、自主財源を確保する方法は色々ある。会長の言った内容でよいのではないか。

【數井憲一会長】

それでは協議の結果、見直しは行わないことでよいか。

（「よい」の声あり）

全体を通して意見等あるか。

（「なし」の声あり）

それでは次へ移る。協議事項（５）安塚区地域協議会としての審議内容について、事前の提出があったか事務局に確認する。

【大橋次長】

事前の提出はない。

【數井憲一会長】

この場でもよいが、委員の提案等を求める。

（「なし」の声あり）

それでは次へ移る。

報告事項（２）事務事業評価の実施について説明を求める。

【市川所長】

事務事業評価の実施について資料No. 8に沿って説明。

【數井憲一会長】

何か意見等あるか。

(「なし」の声あり)

続いて、報告事項(3)安塚診療所の診療体制の変更について説明を求める。

【市川所長】

安塚診療所の診療体制の変更について、資料No.9に沿って説明。

【數井憲一会長】

何か意見等あるか。

(「なし」の声あり)

続いてその他の意見等について何かあるか。

【市川所長】

現在、安塚中学校で実施している「子育てひろば」を4月から安塚保育園で実施することとなった。

子育てひろばは保育園に入る前のお子さんと保護者を対象に、遊びや交流の場を提供するとともに、子育て相談などを行うもので、市内のほとんどは保育園内で実施している。昨年夏の猛暑で中学校の雪冷房での対応が危うい事態となったことから、安塚保育園に空き部屋があったため、暫定的に安塚保育園に移してこれまで実施してきた。先日、保護者、保育園関係者から意見を聞いたところ、お子さんが保育園の様子を知る機会にもなり、また、園との連携もしやすいことから、新年度からは安塚保育園で「子育てひろば」を実施することで進めている。

【數井憲一会長】

他に意見等あるか。

私からその他の意見として1つ要望したい。

先日、冬期間の道路通行止めの放送があり非常に助かった。通行止めの解除の際にも同じ放送は流すのか。

【市川所長】

解除の際にも同様に放送する。

【數井憲一会長】

他に意見等あるか。

(「なし」の声あり)

全体を通して、意見等あるか。

(「なし」の声あり)

- ・次回の地域協議会開催日（2月26日）を確認
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-592-2003（内線23）

E-mail：yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。